

預金保険法第80条に基づく報告書（補遺）

平成14年3月12日
常滑信用組合
金融整理管財人

I. はじめに

常滑信用組合（以下「当組合」という）は、平成13年10月19日預金保険法第74条第1項第2号に基づく「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）」を金融庁長官より受け、同日付で金融整理管財人は「業務及び財産の状況等に関する報告及び経営に関する計画の作成命令」を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第80条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等について調査し、平成14年1月31日報告書を提出致しました。

本報告書は、金融整理管財人が、預金保険法第83条に基づき行った当組合の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出致します。

II. 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

1. はじめに

金融整理管財人は、当組合の旧経営陣、すなわち理事若しくは監事又はこれらの者であった者に対する責任追及を行うことが重要な職務の一つとされていることから（預金保険法第83条）、就任後、金融整理管財人2名と同補佐人2名とで構成する責任解明委員会を設置し、必要に応じて預金保険機構等関係先との協議、情報交換を通じて法的責任追及の為の慎重な調査・検討を行ってまいりましたので、今日迄の状況について報告致します。

2. 刑事責任追及について

預金保険機構等関係先との協議、情報交換を通じ当組合の旧経営陣に対し具体的な金融犯罪に該当する行為があったとして刑事告訴等、訴追請求を行うべき事案があるかどうか慎重に調査・検討を行ってまいりましたが、現在迄にそうした事案を発見するには至っておりません。

3. 民事責任追及について

(1) 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針

第1に余資運用について、損害賠償責任に結びつくような個別・具体的法令違反が認められるかどうかを調査し、次に、これらの運用を決定した背景を明らかにするために当時の当組合の実態的な財政状況の調査を行い、違法性の有無の検討を行うこととしました。

第2に個別融資案件については、融資の担保不足額を基準に抽出した不良債権を中心に、その融資行為が損害賠償責任に結びつくような個別・具体的法令違反が認められるかどうかを調査し、それ以外にも、他行からの肩代わりと見られる融資案件や役員または役員の親族企業への融資といったものの有無、もしあれば、そうした融資の状況がどうなっているかなど、償却済債権をも含めた網羅的な調査を行い、違法性が認められる事案があるかどうかを調査、検討することとしました。

4. 調査結果

(1) 余資運用に関する調査結果

当組合は、従来から恒常的に預貸率が極めて低い構造であったため、預貸差額金を有価証券中心に運用してきましたが、バブル崩壊以降の不況を背景とした金利低下により、債権の運用利回りが低下し採算が悪化するとともに、ハイリスク・ハイリターンの有価証券への投資を高めて行きました。

具体的には、平成1～2年頃に株式を運用の中心とする投資信託に約8億円、平成5年頃にはアジア諸国の株式を運用の中心とする投資信託に約34億円、平成6年に金利スワップに100億円、平成8年頃には金利上昇を見込んだ債券を中心としたベア型投資信託に約68億円と巨額で偏った運用を行った結果、市場はいずれも予想とは逆方向に推移したため、これらの投資信託を中心に有価証券関係の含み損は、平成10年3月末で約55億円、平成11年3月末では約58億円と巨額なものとなりました。

これらの投資は、運用利回りの低下による採算の悪化から収益を重視するあまり、有価証券の運用に当り当然心がけられねばならない各種リスクに対する十分な配慮を欠いた、極めて問題のある運用が行われたものと判断いたします。

(2) 不良債権を発生させた融資案件に関する調査結果

融資案件については、融資審査において稟議書はあるものの実質的な審査の体制が整っていないほか、債務者からの申し出を聴取するのみで、債務者の財務内容の検討や事業計画、資金使途、返済原資の確認等、一歩踏み込んだ確認がなされておらず、融資にあたっての基本的な審査管理が疎漏であったこと、債務者の業況等の実態把握が不十分であったこと、保全面において担保評価の甘さから多額の保全不足が発生していたこと、延滞や不良化した貸出債権の管理が不十分であったため、不良債権の増加や回収の遅れ、回収額の減少につながったことなど、多くの問題点が見受けられました。

また、大口信用供与限度額を超過している貸出先が平成12年3月末で2先、平成13年3月末では20先見受けられました。

調査結果に基づく検討

(1) 損失を発生させた余資運用について

平成7年に金利スワップ取引で、期間利益で賸いきれない多額の損失を被った上に平成5年のアジア株式を組み入れた株式投資信託では、アジア株式の下落により多額の含み損が発生したこと、更に平成8年に市場金利の上昇を予想して投資した債券値下がり追求型の投資信託、所謂ベア型投資信託が予想に反して長期に及ぶ超低金利市場の中で大きく基準価格を下げる結果となったことから、含み損を更に膨張させる結果となりました。

これらは、バブル経済崩壊以降の収益力の低下や不良債権の急増をカバーするための収益確保を急ぐあまり、キャピタルゲインを指向したハイリスク・ハイリターンの有価証券運用を大きな金額でしかも、偏った形で行ったことが大きな損失を生み出すことになったと思われまます。

しかし、これらの投資信託の購入に当っては個別に稟議し、理事長、担当役員の決裁を得ており手続き的な問題はありませんでした。

平成8年に購入したベア型投資信託に関しては、当組合内部の「有価証券運用規定」に定める「有価証券1銘柄2億円超の売買については、資金運用委員会で協議決定する」ことに違反していたと思われまますが、事前に稟議書により理事長、担当役員の決裁を受けており、この稟議には運用委員会のメンバーの殆どが参加していることから、仮に運用委員会を開催しても同一結論となったと思われ実質的に手続き違反したとは言い難い、と判断いたしました。

従って、大きな損失を発生させたものの、これらは有価証券運用に当って当然心がけるべきリスクの認識やリスク分散等のヘッジ・損切りについての配慮を欠いた結果であり、この点については、現時点で金融整理管財人らが把握している事実関係からは、直ちに損害賠償に結びつくような具体的で明らかな法令違反や損害の発生について具体的な予見可能性があったとの判断を確定することは困難であり、現時点では責任追及に踏み切るまでには至りませんでした。

(2) 不良債権を発生させた融資案件について

融資の担保不足額を基準に抽出した大口不良債権を中心として、稟議書や附属書類等により融資審査の実態を調査するとともに保全状況の推移等を調

査した結果、融資審査において債務者の業況等の実態把握が不十分で、基本的な審査管理が疎漏し、保全面においても多額の保全不足が発生していることは前述したとおりです。

しかし、このように多くの問題を含んでいるものの、融資金の回収不能といった具体的な損害の発生に対する予見可能の存否といった問題になると、現時点で金融整理管財人らが把握している事実関係からでは、直ちに損害賠償に結びつくような具体的な法令違反があるとまでの判断を確定することは困難であり、現時点では責任追及に踏み切るまでには至りませんでした。

また、大口信用供与限度額を超過している貸出先については、自己資本額の減少により限度額が下がったため超過しているものであり、融資の取上げ時点では問題ありませんでした。

(3) 一般的な善管注意義務違反について

上記のとおり、余資運用や個別の融資案件において現時点では直ちに損害賠償に結びつくような個別・具体的法令違反が認められないことから、組合と旧経営陣との間の委任契約（中企法第42条、商法第254条）に基づく一般的な善管注意義務の違反を理由とした損害賠償の請求が可能かどうかを検討する必要がありますが、これについては、現在、預金保険機構の協力を受け、また㈱整理回収機構と相談しながら検討しているものの、現時点での調査結果からは結論を出す迄には至っていません。

当組合の旧経営陣に対する責任追及に関しては、上記のとおり様々な調査・検討を行いました。現在までの余資運用や個別融資案件に係る調査・検討の結果では直ちに損害賠償に結びつくような具体的法令違反は認められませんでした。

(4) 旧経営陣に対する損害賠償請求権等の処理

旧経営陣に対する損害賠償請求権等につきましては、上記のとおり現時点において責任追及に踏み切るまでには至りませんでした。今後、㈱整理回収機構による調査等によって新たな事実が発覚した場合に㈱整理回収機構において引き続き責任追及が行いえるよう、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を㈱整理回収機構に譲渡する予定です。

以上